

商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(2019年12月1日施行)

参考サイト:<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1143015.htm>

<p>规范商标注册行为若干规定 (国家市场监督管理总局令第17号)</p>	<p>商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(仮訳) (国家市場管理監督総局令第17号)</p>
<p>第一条 为了规范商标注册行为, 规制恶意商标申请, 维护商标注册管理秩序, 保护社会公共利益, 根据《中华人民共和国商标法》(以下简称商标法) 和《中华人民共和国商标法实施条例》(以下简称商标法实施条例), 制定本规定。</p>	<p>第1条 商標登録出願行為を規範化し、悪意のある商標出願を規制し、商標登録管理秩序を維持し、社会公共の利益を保護するため、「中華人民共和国商標法」(以下、商標法という) と「中華人民共和国商標法实施条例」(以下、商標法实施条例という) に基づき、本規定を制定する。</p>
<p>第二条 申请商标注册, 应当遵守法律、行政法规和部门规章的规定, 具有取得商标专用权的实际需要。</p>	<p>第2条 商標登録出願は、法律、行政法規及び部門規則の関連規定に準拠し、信義誠実の原則を遵守しなければならない。</p>
<p>第三条 申请商标注册应当遵循诚实信用原则。不得有下列行为:</p> <p>(一) 属于商标法第四条规定的不以使用为目的的恶意申请商标注册的;</p> <p>(二) 属于商标法第十三条规定, 复制、摹仿或者翻译他人驰名商标的;</p> <p>(三) 属于商标法第十五条规定, 代理人、代表人未经授权申请注册被代理人或者被代表人商标的; 基于合同、业务往来关系或者其他关系明知他人在先使用的商标存在而申请注册该商标的;</p> <p>(四) 属于商标法第三十二条规定, 损害他人现有的在先权利或者以不正当手段抢先注册他人已经使用并有一定影响的商标的;</p> <p>(五) 以欺骗或者其他不正当手段申请商标注册的;</p> <p>(六) 其他违反诚实信用原则, 违背公序良俗, 或者有其他不良影响的。</p>	<p>第3条 商標登録出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならない。</p> <p>下記に掲げる行為があってはならない:</p> <p>(1) 商標法第4条の規定する使用目的のない悪意意匠登録出願をする行為;</p> <p>(2) 商標法第13条の規定に属し、他人の馳名商標(訳者注: 著名商標)を複製、模倣或いは翻訳した行為;</p> <p>(3) 商標法第15条の規定に属し、代理人、代表者の許可を経ずに被代理人或いは被代表者の商標を登録出願した行為。契約、取引関係或いはその他の関係に基づき他人が先に使用した商標の存在を明らかに知りながら当該商標を登録出願した行為;</p> <p>(4) 商標法第32条の規定に属し、他人の既存の先の権利を損なう或いは他人が既に使用し一定の影響のある商標を不正な手段で先取り登録した行為;</p> <p>(5) 詐欺或いはその他の不正な手段で商標登録出願した行為;</p> <p>(6) その他信義誠実の原則に違反し、公序良俗に違反し、或いは社会主義の道徳習慣を害し、或いはその他の悪影響を及ぼす行為。</p>
<p>第四条 商标代理机构应当遵循诚实信用原则。知道或者应当知道委托人申请商标注册属于下列情形之一的, 不得接受其委托:</p> <p>(一) 属于商标法第四条规定的不以使用为目的的恶意申请商标注册的;</p> <p>(二) 属于商标法第十五条规定的;</p>	<p>第4条 商標代理機構は信義誠実の原則を遵守しなければならない。依頼者の商標登録出願が以下に掲げる状況一つであると知りながら或いは知らなければならない場合、その依頼を受けてはならない:</p> <p>(1) 商標法第4条に違反し、使用を目的としない悪意の商標登録出願;</p>

<p>(三) 属于商标法第三十二条规定的。          商标代理机构除对其代理服务申请商标注册外,不得申请注册其他商标,不得以不正当手段扰乱商标代理市场秩序。</p>	<p>(2)商標法第 15 条に規定に属する;          (3)商標法第 32 条に規定に属する。          商標代理機構はその代理サービスに対する商標登録出願以外、その他の商標の登録出願をしてはならず、不正な手段で商標代理市場秩序を混乱させてはならない。</p>
<p>第五条 对申请注册的商标,商标注册部门发现属于违反商标法第四条规定的不以使用为目的的恶意商标注册申请,应当依法驳回,不予公告。          具体审查规程由商标注册部门根据商标法和商标法实施条例另行制定。</p>	<p>第 5 条 登録出願した商標に対して、商標登録部門は商標法第 4 条の規定に違反することを発見し、使用を目的としない悪意の商標登録出願である場合、法に基づき却下しなければならない。          具体的審査手続きは商標登録部門が商標法及び商標法実施条例に基づき別途制定する。</p>
<p>第六条 对初步审定公告的商标,在公告期内,因违反本规定的理由被提出异议的,商标注册部门经审查认为异议理由成立,应当依法作出不予注册决定。          对申请驳回复审和不予注册复审的商标,商标注册部门经审理认为属于违反本规定情形的,应当依法作出驳回或者不予注册的决定。</p>	<p>第 6 条 初步的審査により公告した商標に対して、公告期間中に、本規定に違反する理由で異議が申立てられた場合、商標登録部門は審査を経て異議理由が成立したと認定し、法に基づき登録しない決定を下さなければならない。          出願却下再審及び登録却下再審の商標に対して、商標登録部門は審理を経て本規定に違反すると認定した場合、法に基づき却下或いは登録しない決定を下さなければならない。</p>
<p>第七条 对已注册的商标,因违反本规定的理由,在法定期限内被提出宣告注册商标无效申请的,商标注册部门经审理认为宣告无效理由成立,应当依法作出宣告注册商标无效的裁定。          对已注册的商标,商标注册部门发现属于违反本规定情形的,应当依据商标法第四十四条规定,宣告该注册商标无效。</p>	<p>第 7 条 登録済みの商標に対して、本規定に違反したことを理由に登録商標無効宣言の申立が法定期間内に提出された場合、商標登録部門は審理を経て無効を宣言する理由が成立すると認定した場合、法に基づき登録商標無効宣言の裁定を下さなければならない。          登録済みの商標に対して、商標登録部門が本規定に違反することを発見した場合、商標法第 44 条の規定に基づき、当該登録商標の無効を宣言しなければならない。</p>
<p>第八条 商标注册部门在判断商标注册申请是否属于违反商标法第四条规定时,可以综合考虑以下因素:          (一) 申请人或者与其存在关联关系的自然人、法人、其他组织申请注册商标数量、指定使用的类别、商标交易情况等;          (二) 申请人所在行业、经营状况等;          (三) 申请人被已生效的行政决定或者裁定、司法判决认定曾从事商标恶意注册行为、侵犯他人注册商标专用权行为的情况;          (四) 申请注册的商标与他人有一定知名度的商标相同或者近似的情况;</p>	<p>第 8 条 商標登録部門は、商標登録出願が商標法第 4 条の規定に違反しているかどうかを判断する時、以下の要因を総合的に考慮することができる:          (1)出願人或いはその関連関係のある自然人、法人、その他の組織が商標登録出願した数量、指定した使用する区分、商標取引状況など;          (2)出願人の業種、経営状況など;          (3)出願人の既に受けた発行済み行政決定或いは裁定、司法判決が悪意ある商標登録行為に従事し、他人の登録商標専用権の侵害行為を認定した状況;          (4)登録出願した商標と他人の一定の知名度がある商標と同一或いは類似の状況;</p>

<p>(五) 申請登録の商標と知名人物姓名、企業字号、企业名称简称或者其他商业标识等相同或者近似的情况;</p> <p>(六) 商标注册部门认为应当考虑的其他因素。</p>	<p>(5) 登録出願した商標と有名人物の姓名、企業名、企業名略称或いはその他の商業標識などと同一或いは類似の状況;</p> <p>(6) 商標登録部門認めるその他の考慮すべき要因。</p>
<p>第九条 商标转让情况不影响商标注册部门对违反本规定第三条情形的认定。</p>	<p>第9条 商標譲渡状況は商標登録部門が本規定の第3条に違反する状況の認定に影響しない。</p>
<p>第十条 注册商标没有正当理由连续三年不使用的,任何单位或者个人可以向商标注册部门申请撤销该注册商标。商标注册部门受理后应当通知商标注册人,限其自收到通知之日起两个月内提交该商标在撤销申请提出前使用的证据材料或者说明不使用的正当理由;期满未提供使用的证据材料或者证据材料无效并没有正当理由的,由商标注册部门撤销其注册商标。</p>	<p>第10条 登録商標が正当な理由なく連続して3年間使用されていない場合、何れの単位(訳者注:会社などの法人)或いは個人も商標登録部門に当該登録商標の取消を申立てることができる。商標登録部門は受理後、商標登録者に通知し、その通知の受領日から2か月以内に当該商標取消申立前に使用した証拠資料或いは不使用の正当な理由を説明しなければならない。期限が満了しても使用証拠資料を提出していない或いは証拠資料が無効で正当な理由がない場合、商標登録部門はその登録商標を取消すものとする。</p>
<p>第十一条 商标注册部门作出本规定第五条、第六条、第七条所述决定或者裁定后,予以公布。</p>	<p>第11条 商標登録部門は、本規定の第5条、第6条、第7条に記載の決定或いは裁定を下した後、これを公告する。</p>
<p>第十二条 对违反本规定第三条恶意申请商标注册的申请人,依据商标法第六十八条第四款的规定,由申请人所在地或者违法行为发生地县级以上市场监督管理部门根据情节给予警告、罚款等行政处罚。有违法所得的,可以处违法所得三倍最高不超过三万元的罚款;没有违法所得的,可以处一万元以下的罚款。</p>	<p>第12条 本規定の第3条に規定する悪意の商標登録出願の出願人に対して、商標法第68条第4項の規定に基づき、出願人所在地或いは違法行為発生地 of 県クラス以上の市場監督管理部門は情状に基づき警告、罰金などの行政処罰を科すものとする。違法所得がある場合、違法所得の3倍以上で最高3万円を超えない罰金を科することができる。違法所得がない場合、1万円以下の罰金を科することができる。</p>
<p>第十三条 对违反本规定第四条的商标代理机构,依据商标法第六十八条的规定,由行为人所在地或者违法行为发生地县级以上市场监督管理部门责令限期改正,给予警告,处一万元以上十万元以下的罚款;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予警告,处五千元以上五万元以下的罚款;构成犯罪的,依法追究刑事责任。情节严重的,知识产权管理部门可以决定停止受理该商标代理机构办理商标代理业务,予以公告。</p>	<p>第13条 本規定の第4条に違反する商標代理機構に対して、商標法第68条の規定に基づき、行為者の所在地或いは違法行為発生地 of 県クラス以上の市場監督管理部門は期限を切つて是正を命じ、警告し、1万元以上10万円以下の罰金を科すものとする。直接責任を負う管理者及びその他の直接の責任者には警告し、5千元以上5万円以下の罰金を科すものとする。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。情状が重大な場合、知識産権管理部門は当該商標代理機構の商標代理業務の受理を停止する決定を下すことができ、これを公告する。</p>
<p>第十四条 作出行政处罚决定的政府部门应当依法将处罚信息通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。</p>	<p>第14条 行政処罰決定を下す政府部門は、法に基づき処罰情報は国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。</p>
<p>第十五条 对违反本规定第四条的商标代理机</p>	<p>第15条 本規定の第4条に違反した商標代理機構に対して、</p>

<p>构,由知识产权管理部门对其负责人进行整改约谈。</p>	<p>知的財産権管理部門はその責任者に対して改善協議する。</p>
<p>第十六条 知识产权管理部门、市场监督管理部门 应当积极引导申请人依法申请商标注册、商标代理机构依法从事商标代理业务,规范生产经营活动中使用注册商标的行为。 知识产权管理部门应当进一步畅通商标申请渠道、优化商标注册流程,提升商标公共服务水平,为申请人直接申请注册商标提供便利化服务。</p>	<p>第16条 知的財産権管理部門、市場監督管理部門は、出願人が法に基づき商標登録出願し、商標代理機構が法に基づき商標代理業務に従事し、生産経営活動において登録商標を使用するように積極的に誘導しなければならない。 知的財産権管理部門は、商標出願ルートをさらに滞りなく進行させ、商標登録プロセスを最適化し、商標公共サービスレベルを向上させることで、登録商標を直接出願する出願人に利便性のあるサービスを提供しなければならない。</p>
<p>第十七条 知识产权管理部门应当健全内部监督制度,对从事商标注册工作的国家机关工作人员执行法律、行政法规和遵守纪律的情况加强监督检查。 从事商标注册工作的国家机关工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊,违法办理商标注册事项,收受当事人财物,牟取不正当利益的,应当依法给予处分;构成犯罪的,依法追究刑事责任。</p>	<p>第17条 知的財産権管理部門は内部監督制度を健全化し、商標登録業務に従事する国家機関職員による法律、行政法規及び規律の遵守執行状況の監督検査を強化しなければならない。 商標登録業務に従事する国家機関職員は職務を怠り、職権を乱用し、個人的な利益のために不正行為を行い、商標登録事項を違法に取扱い、当事者の財産を収受し、不正な利益をむさぼる場合、法に基づき処分しなければならない。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追究する。</p>
<p>第十八条 商标代理行业组织应当完善行业自律规范,加强行业自律,对违反行业自律规范的会员实行惩戒,并及时向社会公布。</p>	<p>第18条 商標代理業組織は業界の自律規範を完備し、業界の自律を強化し、業界の自律規範に違反した会員に対しては懲戒するとともに、速やかに社会に公示しなければならない。</p>
<p>第十九条 本规定自2019年12月1日起施行。</p>	<p>第19条 本規定は2019年12月1日から施行する。</p>

